所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

日本銀行基準割引率および基準貸付利率変更

日本銀行基準割引率および基準貸付利率を下記のとおり年0.25パーセント引上げ、令和７年12月22日から実施することとしたので、日本銀行業務方法書第７条第２項の規定に基づき公表します。

記

日本銀行法第33条第１項第１号の手形の割引に係る基準となるべき割引率（基準割引率）および同項第２号の貸付けに係る基準となるべき貸付利率（基準貸付利率）。

年1.0パーセント

令和７年12月19日　　日本銀行